

●香川県選挙管理委員会告示第21号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により不在者投票を行うことができる施設として指定した医療法人社団健成会河田病院について、平成29年5月25日その指定を取り消したので、平成19年香川県選挙管理委員会告示第13号（不在者投票を行うことができる施設として指定した施設）の一部を次のように改正する。

平成29年6月2日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1 病院			1 病院		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
略			略		
医療法人社団寿愛会羽崎病院	略		医療法人社団寿愛会羽崎病院	略	
医療法人社団健成会河田病院			医療法人社団健成会河田病院	観音寺市茂木町5- <u>5-32</u>	<u>昭和55年5月22日</u>
医療法人社団豊南会香川井下病院	略		医療法人社団豊南会香川井下病院	略	
略			略		
2～5 略			2～5 略		